

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 11 号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	堺市立学校園教職員人事について
提 案 理 由	<p>堺市立深井小学校の教職員人事について、学校教育法第37条第8項の規定に基づき、同校教頭に、校長職務代理の発令をするものである。</p> <p>なお、本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年5月26日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>・発令の内容</p> <p>同校校長 山本 清和 の病気休暇（令和3年5月19日～令和3年8月16日）に伴い、堺市立深井小学校教頭 屋宮 雄一郎 を、同校の校長職務代理とするもの。</p> <p>・発令期間</p> <p>令和3年5月26日～令和3年8月16日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、発令済みである。)</p>

堺市立学校園教職員人事について

堺市立学校園教職員人事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和3年5月26日に教育長において臨時に代理したので報告する。

記

堺市立深井小学校長職務代理 屋宮 雄一郎（同校教頭）

発令期間 令和3年5月26日から令和3年8月16日まで

令和3年6月17日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円